

会議顛末書

記録者 仲村 堯之

	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	主係	査長	グループ員
供 覧								
件 名	令和4年4月定例庁議							
年 月 日	令和4年4月4日（月）							
時 間	午前9時00分～午前9時40分							
場 所	3階庁議室							
欠 席 者	なし							
内 容	<p>1 龍ヶ崎市入札等監視委員会条例（素案）について【契約検査課】【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき契約検査課から説明を行った。 <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回の開催を想定しているとの説明があったが、それに向けて当市の年間の契約案件を全てリストアップしていくということか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 30万円以上の契約案件については全件を対象として想定している。具体的に審査する案件については、作成したリストの中から監視委員に選んでいただく。また、他市町村では、事前に契約に関する書類一式の写しを監視委員に渡し、契約内容や予定価格の設定などを審査していただくという手法を採っているという事例がある。当市もそのような形で進めていきたいと考えている。 ・ 対象となる案件は年間で何件程度あるのか。また全ての資料を紙媒体で出力するのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 対象案件は年間で600件程度。また、詳細は監視委員と相談しながら進めていきたいと考えているが、基本的には全て紙媒体で出力しようと考えている。 ・ 監視委員による審査が終わった後は報告書が出されるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ そのとおり。審議案件ごとに問題の有無を評価していただく。内容によっては制度の見直しや検討を求められる場合も考えられるので、その場合は誠意をもって迅速に対応していきたい。 ・ 具体的な対象案件は工事請負に関するもののみか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 契約金額が30万円以上であれば基本的に契約検査課で執行した全ての契約が対象となる。 ・ 対象案件を30万円以上のものとした理由は。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 先事例でも、各自治体によって考え方が分かれている。地方自治法で随意契約が可能とされる130万円以上を基準にしている自治体もあるが、当市では情報を広く公開していくという意味でも30万円以上と設定した。 ・ 具体的に審査が行われる際は、契約検査課のみでの対応となるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 工事の内訳書など詳細な資料も委員に提供するため、契約検査課だけでは説明しきれない状況が想定されることから、契約検査及び所管課で説明をすることになる。 							

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当委員会の調査は事後調査ということで、契約事務のスケジュールに影響を及ぼすものではないという理解でよいか。 ⇒ そのとおり。 ・ 条例素案に第1条の記載が2つあるのはなぜか。 ⇒ 第三者委員会からの提案で2案あったため、法制総務課と協議し、適切と思われるものを選択していきたいと考えている。 <p>《協議結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 了承 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画課より庁議の資料共有の方法等についての事務連絡があった。 		
要措置事項			
情報公開	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">公 開</div>	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	